


所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉沢 寿子	
件名	令和2年度東大和市新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する 支援事業補助金交付要綱について		区分	
関係事項	条例規則	令和2年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助要綱（東京都）		
	部課機関	東京都 福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課		
1 要旨				
<p>新型コロナウイルス感染症に伴い、認証保育所が東大和市の要請による臨時休園等を実施した際に、利用者負担額を軽減した場合に、その費用の一部を補助するための要綱を制定した。</p> <p>(1) 制定した要綱 令和2年度東大和市新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金交付要綱（保育課）</p> <p>①費用負担割合：東京都 1/2 限度額：3歳未満児 1月当たり80,000円 3歳以上児 1月当たり77,000円</p> <p>②補助対象施設：認証保育所</p> <p>(3) 施行年月日 市長決裁日（令和2年8月7日）から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>(4) 影響及び効果 保護者の負担を軽減するとともに、施設の運営を維持する。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<p>(1) 東京都から令和2年4月24日付けで補助要綱の制定について、通知があった。</p> <p>(2) 同要綱の制定を受け、2号（6月）補正により、予算計上した。</p> <p>(3) 令和2年8月7日付けで、市長決裁により施行。</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
令和2年度東大和市新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金事務について、滞りなく事務を進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。